

# 65歳以上の方の介護保険料

## 問い合わせ

・知多北部広域連合 事業課 ☎052-689-2261  
・役場ふくし課 内線127



本人や家族が抱える介護の不安や負担を社会全体で支え合うための社会保障制度です。40歳～64歳の方は、国民健康保険税や職場の医療保険料と合わせて納付しますが、65歳以上の方は、知多北部広域連合に納付します。

## 介護保険料の額

保険料基準額（年額6万6396円）を基準にして、前年所得等に基づき所得段階別に保険料を決定します。詳細は7月中旬に送付する介護保険料額決定通知書で確認してください。

## 賦課期日は毎年4月1日です

4月1日以降、新たに被保険者資格を取得した方は、資格を取得した月（65歳以上で新たに住民となった方は、住民となった日の属する月、4月2日以降に65歳に到達する方は誕生日の前日の属する月）から保険料の賦課がはじまります。

## 納付方法は3種類

- ① 年金からの天引き（特別徴収）
  - ② 納付書による納付（普通徴収）
  - ③ 口座振替（普通徴収）
- 年6回に分けて保険料を納付します。8月の年金も仮徴収

| 納付方法                        | 納 付 時 期                             |
|-----------------------------|-------------------------------------|
| 特別徴収<br>年金からの天引き            | <del>第1期分（4月年金・仮徴収）</del>           |
|                             | <del>第2期分（6月年金・仮徴収）</del>           |
|                             | 第3期分（8月年金・仮徴収）                      |
|                             | 第4期分（10月年金・本徴収）                     |
|                             | 第5期分（12月年金・本徴収）                     |
|                             | 第6期分（ <small>（2月）</small> 2月年金・本徴収） |
| 普通徴収<br>納付書による納付<br>または口座振替 | 第1期分（8月1日納期限）                       |
|                             | 第2期分（8月31日納期限）                      |
|                             | 第3期分（9月30日納期限）                      |
|                             | 第4期分（10月31日納期限）                     |
|                             | 第5期分（12月26日納期限）                     |
|                             | 第6期分（ <small>（2月）</small> 2月28日納期限） |

※4月以降に65歳になった方や転入した方などで6、8、10、12、2月の各1日時点の状況で年金保険者（日本年金機構など）から連絡があった方は約6か月後の年金から天引きされます。

※特別徴収対象年金は、老齢（退職）年金、障害年金および遺族年金です。

※普通徴収の方が納付書で納付できる場所は、納付書裏面をご確認ください。

## 65歳以上の普通徴収に該当する方へ

●**口座振替制度に変更を**  
□座振替を希望される方は、役場ふくし課、知多北部広域連合または金融機関で手続きができます。

・持ち物 利用する口座の通帳と通帳印  
●**コンビニエンスストアでも納付可能**  
バーコード付きの納付書はコンビニエンスストアで納付が可能です。ただし、納付書記載の「コンビニエンスストア使用期限」を過ぎた納付書およびバーコードが印字されていない納付書は、コンビニエンスストアでの取扱いができませんのでご注意ください。

## 負担割合証

サービスを利用する際にかった費用のうち、自己負担分（所得金額などに応じて1～3割）をお支払いいただきます。要介護・要支援認定を受けている方全員に負担割合が記載された「介護保険負担割合証」を送付しますので、サービスを利用される方は、ケアマネジャーやサービス事業者へ提示してください。

## 減免制度の利用は相談を

### ●保険料の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の減収や災害などで保険料の納付が困難な方は、減免制度が利用できる場合がありますので、問い合わせ先へ相談してください。

### ●利用者負担の減免

▼15ページの表1中、減免の対象要件のすべてに該当する方（生活保護受給者を除く）は、利用者負担の減免を受けることが

## 介護サービス 利用に関する 法律相談 (無料、予約制)

### ●と き

8月4日(木)  
午後1時30分～4時30分

### ●ところ

東海市しあわせ村  
保健福祉センター

### ●対 象

知多北部広域連合から要  
介護または要支援の認定  
を受けた被保険者および  
その介護者の方

### ●定 員 6名(先着順)

### ●応対者

熊田法律事務所弁護士

### ●相談対象事項

介護サービスの利用上で生  
じたサービス事業者とのト  
ラブルに関する相談で、法  
律問題を含む内容のもの  
(同一案件3回まで)

例…請求された料金が契  
約と異なる、サービス事  
業者の対応により精神的  
あるいは肉体的苦痛を感  
じた など

### ●申込み

7月8日(金)～22日(金)  
の平日に電話で問い合わ  
せ先へ

※相談内容がわかるよう  
にしておくこと

### ●問い合わせ

知多北部広域連合総務課  
☎052-689-1651

表 1

| 保険料の<br>所得段階 | 利用者<br>負担額の<br>減免割合 | 減免の対象要件                                                                                |
|--------------|---------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1<br>段階     | 4分の3                | ・世帯の年間合計収入が98万円(世帯員2人の場合は32万円加算した額、以後世帯員が1人増えるごとに32万円加算した額)以下の方<br>※年金なども含む            |
| 第2<br>段階     | 2分の1                | ・市町村民税の課税者に扶養されていない方(同一生計方を含む)                                                         |
| 第3<br>段階     |                     | ・世帯の預貯金額の合計が350万円(世帯員2人の場合は100万円加算した額、以後世帯員が1人増えるごとに100万円加算した額)以下の方<br>・介護保険料を滞納していない方 |

▼その他、災害などの事情  
できません。問い合わせ先  
へ申請書を提出してくだ  
さい。

により利用者負担の減免  
を受けることができます。  
詳細は問い合わせ先へ

| 利用者負担段階区分                                                 | 上限額        |
|-----------------------------------------------------------|------------|
| 課税所得690万円<br>(年収約1,160万円)以上                               | 世帯140,100円 |
| ・課税所得380万円(年収約770万円)以上<br>・課税所得690万円(年収約1,160万円)未満        | 世帯93,000円  |
| 住民税課税～課税所得380万円<br>(年収約770万円)未満                           | 世帯44,400円  |
| 住民税世帯非課税                                                  | 世帯24,600円  |
| ・課税年金収入額およびその他の<br>合計所得金額*の合計が80<br>万円以下の方<br>・老齢福祉年金の受給者 | 個人15,000円  |
| 生活保護の受給者                                                  | 個人15,000円  |
| 利用者負担を15,000円に減額する<br>ことで、生活保護の受給者となら<br>ない場合             | 世帯15,000円  |

\*その他の合計所得金額…地方税法上の「合計所得金額」(収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額)から課税年金の所得金額を控除した金額。土地等の売却などにより特別控除額がある場合は、長期譲渡所得と短期譲渡所得に係る特別控除額を控除。給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用いる。

## 高額介護 サービス費の申請

同じ月に利用した介護保  
険サービスの利用者負担を  
合算(同じ世帯内に複数の  
利用者がいる場合には世帯  
合算)し、上限額を超えた

ときは、申請により超えた  
分が「高額介護サービス費」  
として後から支給されます。